3　締約国は、1に規定する制限的な措置を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限的な措置を採用し、又は維持してはならない。

4　1の規定に基づき一方の締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5　1の規定に基づき制限的な措置を採用した一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、自国が採用した制限的な措置について見直しを行うため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第九・十四条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国又は当該一方の締約国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を否認することができる。

注釈　この条の規定の適用上、

(a)　企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第九・十五条　サービスの貿易に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　小委員会以外の場における進展を踏まえてこの章の規定について見直しを行うこと。

(c)　第九・九条及び附属書八（サービス提供者の資格の承認）に規定する資格の承認の促進について検討すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　両締約国が特定する他の事項について検討すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第十章　電気通信サービス

第十・一条　適用範囲

1　この章は、電気通信サービスに関し、前章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定の追加的な約束について定める。

2　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって電気通信サービスに影響を及ぼすものについて適用する。

3　この章の規定は、放送局及びケーブルシステムを運営する企業が公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の継続を確保することを目的とする場合を除くほか、締約国が採用し、又は維持する措置であって放送サービス（ラジオ番組及びテレビジョン番組の放送を含む。）に関連するものについては、適用しない。この章の規定は、日本国による電信サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

注釈1　この3の規定の適用上、「放送サービス」には、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ―Ｗ―一二〇）に基づくラジオ及びテレビジョンのサービス並びにラジオ及びテレビジョンの放送サービスを含む。

注釈2　この3の規定の適用上、「電信サービス」とは、日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則に規定する電信サービスをいう。

4　この章のいかなる規定も、次の(a)又は(b)に規定することを要求するものと解してはならない。

(a)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

(b)　締約国が3に規定する放送サービスに専ら従事する企業に対し、放送設備又はケーブル設備を公衆電気通信の伝送網として利用可能にするよう強制すること。

第十・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「事業者事前登録機能」とは、最終利用者が、事業者の識別番号をダイヤルすることなく、事前登録により選択した事業者を利用することができる機能をいう。

(b)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(c)　「ダイヤリング・パリティ」とは、最終利用者が選択した公衆電気通信の伝送サービスの提供者が何者であるかにかかわらず、同じ桁数の番号により（事業者事前登録機能によるものを含む。）締約国が定めた同種の公衆電気通信の伝送サービスに最終利用者がアクセスすることが可能であることをいう。

(d)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(e)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(f)　「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者に係る最終利用者が他のサービス提供者に係る最終利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能にするものをいう。

(g)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられたものをいう。

(h)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

注釈　基本電気通信サービスには、インターネット接続サービスを含む。